

経済学研究科 長期履修学生制度について

教務委員会

長期履修学生制度とは、職業を有している等の事情により時間的制約があり、標準修業年限では卒業・修了が困難な学生に対して、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、学位取得することを認める制度です。

1. 申請資格

- ①職業を有している者
- ②育児又は親族の介護を行う必要がある者
- ③視覚障害、聴覚障害、肢体不自由その他の障害を有している者

※以下の学生は適用対象外とします。

- ・最終年次に在籍する者
- ・正規学生のうち外国人留学生（在留資格「留学」の者）。ただし、私費外国人留学生については、育児・介護・障害を理由とする場合は適用対象とする。
- ・非正規学生

2. 申請書類

- ①長期履修申請書（別記様式第1号）
- ②長期履修計画書（別記様式第1号）
- ③申請資格を証明する書類 別紙参照

3. 申請期間

在学生 4月入学者 2月15日から2月末日
（その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、直近の金曜日）までの期間
10月入学者 8月15日から8月末日
（その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、直近の金曜日）までの期間
新入生 4月入学者 入学手続き書類提出締め切り日
10月入学者 入学手続き書類提出締め切り日

4. 提出先（締め切り厳守）

- ・文系教務課（経済）係

別紙

申請資格を証明する書類

申請資格	提出書類
職業を有する者	在職証明書及び社会保険証（写）
育児の場合	母子手帳（写）及び住民票
介護の場合	・介護保険被保険者証（写）及び住民票 ・要介護認定書（写）及び住民票 ・その他、介護していることを証明する書類。
障害を有している者	・身体障害者手帳（写）または医師の診断書等